

レンタサイクル利用規約

この利用規約は、お客様（以下、利用者）が公益財団法人しろう森林王国観光協会（以下、観光協会）の管理運営するレンタサイクルを利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。

1 利用申込

利用申込は下記のいずれかの方法で行うことができます。

- (1) 受付での申込
- (2) 電話予約
- (3) インターネット予約

申込の際に利用申込書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、学生証等）と一緒に提示してください。なお、身分証明書は、複写させていただきます。

利用申込みの代表者は18歳以上（高校生除く）に限らせていただきます。18歳未満の方のみの利用は、保護者の同意が必要です。

ご予約の場合、変更・取り消しはお早めにご連絡ください。なお、ご予約の予定時刻から30分を過ぎた場合は取消をしますのでご了承ください。その際規程のキャンセル料をいただきます。

2 個人情報の利用

本サービスの利用に関連して観光協会が知り得た個人情報については、当観光協会が定める「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとします。

3 利用料金

(税込)

自転車使用	利用期間	利用料金
E-BIKE (27.5インチ) ※	30分	500円
	2時間まで	1,000円
	2時間以上	3,000円
	シソイチ参加者	1日 2,000円 (1泊2日は3,000円)

※身長155cm以上の方の利用に限ります。

※利用料金は、原則として前払いとします。

※貸出自転車の返却時に利用料金の精算を行い、超過がある場合は加算料金を請求します。

この場合、観光協会窓口にて現金にてお支払いいただきます。

※当日の天候や利用者の諸事情によって予定時間より早い返却となった場合でも利用料金の返金は出来ません。

4 予約方法

- (1) 申込希望者は、貸出希望日の前日16時までに観光協会へ電話、またはWEBサイト「しろうツーリズムガイド」、「Local Prime」の予約フォームで、予約を行うことができます。

申込手続き及び取扱説明に 20 分～30 分ほど時間がかかります。時間に余裕をもってお越しください。

(2) 予約の際は、申込者の住所・氏名・年齢・電話番号・身長（適応身長であるかの確認）及び貸出希望日時・使用時間のほか同伴者（他の利用者）の人数・身長をお伝えください。

予約なしでも、当日の貸出しは可能です。ただし、予約の利用者を優先させていただきます。申込状況によって、貸出しが出来ない場合があります。

当日、予約時刻に遅れそうな場合は、事前に観光協会まで電話連絡をしてください。

また、あらかじめ観光協会へ連絡し承諾を受けることで、予約を変更することができます。

(3) キャンセルは、貸出希望日の前日 16 時までには観光協会へ電話連絡をしてください。

事前の連絡がなく、予約時刻から 30 分が経過した場合、自動的にキャンセルとなります。

返却が遅れ申込者が使用できなくなった場合は、お客様にその損害を賠償するものとする。

当日のキャンセル及び自動キャンセルは、貸出予定利用料金の 100% を請求します。

気象条件（台風・自然災害等）または、観光協会側の都合により、貸出しを中止した場合はキャンセル料金の発生はしません。前納されている利用料金は全額返金します。

(4) 返却予定時刻を超過しても、お客様からの連絡がない場合は、電話・郵便・電子メール等で確認させていただきます。

5 貸渡契約の成立

貸出商品の貸渡契約の成立は、観光協会が利用料金を受け取り、利用者に貸出商品を渡したときとします。

6 利用時間

原則、利用時間は、貸出日当日の 9 時から 17 時までです。

ただし、シソイチ参加の場合は 1 泊 2 日のレンタルが可能です。

※返却予定時刻を過ぎても返却されない場合、遅延料金をいただきます。(1,000 円/時間)

また、連絡のないまま、返却時間を大幅に過ぎる、または、当日中に返却されない場合など、当方で悪質と判断した場合には、所管警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

7 利用条件

利用は営業時間内(9時～17時)に行ってください。

お一人様に同時に複数の自転車を貸出することはできません。

小学生以下のお子様につきましては、安全面でご利用いただけない場合があります。

8 返却先

必ず貸し出しを受けた場所へ返却してください。

※事故等のやむを得ない事情による返却場所以外の引取りには、実費をいただきます。

9 自転車の故障

(1) パンクの修理

利用中に発生した自転車のパンクについては、利用者が最寄りの自転車店等に持ち込み修理を行ってください。修理にかかった代金については、利用者にてご負担いただきます。

(2) その他の修理

利用中に自転車が故障した場合は、そのまま貸出場所まで持込んでください。利用者に起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理していただくことになります。

なお、観光協会への事前の了解なく利用者自身が自転車を修理された場合の修理代金は負担できません。自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、観光協会に起因する場合を除いて観光協会は一切責任を負いません。

10 自転車の盗難・紛失等

利用期間中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに貸し出した観光協会まで連絡してください。

さらに利用者による過失が認められた場合は、違約金 10,000 円を負担いただきます。

11 事故

利用期間中に遭遇された、第三者による事故・盗難等により利用者に損害等が発生した場合において、観光協会は一切の責任を負いません。

利用者が利用期間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、案内所に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。

事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行ってください。前項にかかわらず、観光協会が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、観光協会が被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

12 鍵の紛失・破損

自転車の鍵を紛失・破損された場合は、交換料として 2,500 円を頂きます。

無施錠での駐輪等、利用者の過失による自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合には、8 項に定める違約金をいただく場合があります。

13 禁止事項

利用者は次の行為をしないでください。

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険箇所・その他不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車の改造
- (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
- (6) 利用申込者以外の者に使用させること

14 規約等の変更

当規約・休業日・営業時間・サービス内容等は予告なく変更されることがありますのでご了承ください。

15 利用取消

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出時間中であっても利用を取消し、自転車を速やかに返還していただきます。

また、利用規約の違反により当協会もしくは第三者が被害を受けた場合には、利用者によるその損害賠償を請求することがあります。

附 則

この規約は、令和3年3月15日より施行する。

附 則

この規約は、令和5年3月19日より施行する。

附 則

この規約は、令和6年2月20日より施行する。